

平成 2 9 年 度  
緑の募金公募事業募集規則



公益財団法人 山形県みどり推進機構

## 平成29年度緑の募金公募事業募集規則

山形県緑の募金実施要領第10条（1）に定める「緑の募金公募事業」については、次に定める事項に基づき応募するものとする。

### 1 対象事業

#### 【1】森林整備・緑化事業

県内で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- ① 2以上の市町村にわたる広域的な見地から行う、
  - ・森林の整備（植栽、下刈、間伐等の作業）
  - ・緑化推進を目的とするイベント
- ② 居住する市町村以外で行う森林整備
- ③ 川上と川下が連携して行う森林整備
- ④ その他、上記に準ずる森林整備及び緑化推進を目的とするイベント等

#### 【2】植樹支援事業

県内において緑化の推進を目的とした樹木の植栽を行う事業で、次の要件をすべて満たすものとする。

- ① 植樹場所は多くの人の目に触れる場所であること（個人の庭等は不可）
- ② 申請団体が主体的に植樹を行う事業であること
- ③ 植樹後の管理を適切に実施できること

#### 【3】対象外とする事業

次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 既に、国・県・市町村又はそれらの機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けている、または受ける見込みにあるもの
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ④ その他「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

### 2 事業期間

原則として、認定通知から年度内で完了できるものとする。

### 3 応募要件

#### 【1】森林整備・緑化事業

応募できる者は、次の要件をすべて具備している団体とする。

- ① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること
- ② 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること

③営利を目的としない民間団体（公益社団・財団法人、特例民法法人、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき認証された法人又はこれに準じる非営利法人を含む）であること

ただし、法人格を有しない民間団体は、次の条件をすべて満たしていること

- ・定款、寄付行為に準ずる規約を有すること
- ・団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること

【2】植樹支援事業

応募できる者は、【1】に該当する団体のほか、企業、学校等の団体とする。

4 「緑の募金交付金」の交付対象経費

【1】森林整備・緑化事業

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

科目	区分	細分	摘要
行動費	交通費	人員輸送	車両借上げ料等
	保険料		ボランティア保険等
	会場設営費		
資材費	機械・器具	消耗品費	替刃等
		借上げ料	チェーンソー：上限1千円/台/日 刈払機：上限1千円/台/日
	苗木等		
	その他		事業PR看板資材等 作業時の水分補給の飲料は可
資材等運搬費	運搬費	借上げ料	軽トラック：上限3千円/台/日
指導者経費	謝金等		外部講師
事務費	事務用品費		
	印刷費		
	通信費		

注)：次の経費については、交付の対象外とする。

- ① 申請団体の運営経費
- ② 役員・会員等内部講師への謝金、ボランティアの労賃
- ③ ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
- ④ 資産となる物品の購入、食糧費、参加記念品
- ⑤ 居住地から集合・解散場所までの旅費

- ⑥ 業者へ委託する事業
- ⑦ 当該事業に関係のない経費

**【2】植樹支援事業**

交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

科 目	区 分	細 分	摘 要
資材費	苗木等	苗木	樹木に限る
		支柱	植樹時に必要な支柱及び結束材
	その他	標柱・看板	購入費のみ（設置費は除く）

注）：上記以外の経費については、交付の対象外とする。

ただし、運賃、振込手数料を資材費に含めることは可とする。

5 「緑の募金交付金」の交付限度額

**【1】森林整備・緑化事業**

1 団体 200,000円以内

**【2】植樹支援事業**

1 団体 50,000円以内

6 応募方法

別に定める「緑の募金事業認定申請書」（別紙様式1）によるものとする。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

7 応募期間

平成29年6月20日（火）から平成29年7月31日（月）まで（必着）

8 採択の決定及び通知

応募申請書等について「公益財団法人山形県みどり推進機構助成事業選考委員会」で審査の上、事業の採否を決定し、応募申請者に通知するものとする。

なお、公益財団法人山形県みどり推進機構理事長は、交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請事項に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

9 その他

- (1) 交付金の交付等に係る細部事項は、「山形県緑の募金実施要領」に定めるとおりとする。

(2) 採択された事業の実施にあたっては、植樹・花壇整備等を実施する場合、現地のわかりやすい場所に事業看板(標注)を設置し、緑の募金運動の推進に努めるものとする。

10 問い合わせ及び応募先

公益財団法人 山形県みどり推進機構 緑化推進班

〒990-2363 山形県山形市大字長谷堂字馬場 2265

TEL 023-688-6633 FAX 023-688-6634

ホームページ <http://www.ymidori.or.jp/index.html>

(応募書類等のデータはホームページから入手できます。)